

静岡県綱引連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、静岡県綱引連盟 (Shizuoka Tug of War Federation) (略して S・T・W・F) と称する。

(公認)

第2条 この連盟は、(公益社団法人) 日本綱引連盟が承認する都道府県における綱引競技を統轄する団体である。

(事務所)

第3条 この連盟の事務所を理事長所在地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この連盟は、静岡県における綱引競技の普及および振興を図るとともに、県民の心身の健全な育成と相互のコミュニケーションの発展に寄与し、その隆盛に貢献することを目的にする。

(事業)

第5条 この連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 静岡県綱引選手権大会を開催すること。
- (2) 一般、大学、高等学校、中学校、小学校の各部門別の競技会並びに、東海地区競技会を開催すること。
- (3) 第5条(1)(2)以外の競技会を公認すること。
- (4) 全国大会ならびにブロック大会等に対する代表チームを選定し、派遣すること。
- (5) 綱引競技の指導者及び選手を育成すること。
- (6) 綱引競技の審判員を養成し、その資格を審査し公認申請をすること。
- (7) 綱引競技の研究及び指導に関すること。
- (8) 綱引競技の普及と、その魅力を PR すること。
- (9) 日本綱引連盟、東海綱引連盟に加盟し、綱引競技を発展拡大すること。
- (10) 公益財団法人静岡県スポーツ協会に加盟し、その加盟団体と友好を深めること。
- (11) その他、この連盟の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 資産及び会計

(資産)

第6条 この連盟の資産及び会計は次のとおりとする。

- (1) 加盟登録金及び年会費 (別表に定める)
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(会計)

第7条 この連盟の事業遂行に要する経費は、前条に記した資産をもって運用し、理事長がその管理にあたる。

(会計年度)

第8条 この連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、総会の議決を経て実施される。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第10条 この連盟の収支決算は理事長が作成し、財産目録、事業報告書に監事の意見をつけて総会の承認を受けなければならない。また収支決算に剰余金のあるときは、総会の議決を経て翌年度に繰り越すものとする。

第4章 組織

(組織)

第11条 この連盟は4条の主旨に賛同し、本連盟に加盟登録した者をもって組織する。

第5章 加盟

(加盟)

第12条 この連盟への加盟は、総会の議決を経なければならない。

第13条 加盟登録者で次の行為が認められたときは、総会の審議によりこれを除名することができる。

- (1) この連盟に対する年会費支払不履行。
- (2) この連盟及び綱引競技の名誉を著しく傷つける行為。

第6章 役員

(役員)

第14条 この連盟の役員とは、理事、評議員、監事、顧問をいい、定数等は以下のとおりとする。

会 長	1 名
副会長	若干名
理事長	1 名
副理事長	若干名
理 事	40名以内（会長・副会長・理事長・副理事長を含む）
評議員	公認審判員登録者全員・各チーム代表者 1名
監 事	2名以上 3名以内
顧 問	若干名

（会 長）

第 15 条 (1) 会長は、総会で推挙する。

(2) 会長は、この連盟を代表し、連盟の業務を総理する。

（副会長）

第 16 条 (1) 副会長は、総会で推挙する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長があらかじめ指名した副会長が職務を代行する。

（理事長）

第 17 条 (1) 理事長は、理事会の議決により会長が指名する。

(2) 理事長は、理事会の議決に基づき業務を処理する。

（副理事長）

第 18 条 (1) 副理事長は、理事会の議決により会長が指名する。

(2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは理事長があらかじめ指名した副理事長が職務を代行する。

（理 事）

第 19 条 理事は、次に掲げる者の中から選出する。

(1) 県下東・中・西各地評議員の互選による者 26 名以内。

(2) 会長の推挙する者 14 名以内。

競技者と審判員及び有識者はほぼ同数である事が望ましい。

理事は、理事会を構成して、この連盟の会務を執行する。

（評議員）

第 20 条 評議員は、公認審判員登録者全員と連盟加盟登録チーム代表者 1 名をもって、これにあてる。

（監 事）

第 21 条 (1) 監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

(2) 監事は、この連盟の業務及び財産の状況を監査し総会に報告する。

（顧問・参与）

第 22 条 (1) この連盟に名誉役員として、顧問・参与を置くことができる。

- (2) 顧問・参与は、総会で推薦し、会長が依嘱する。
- (3) 顧問・参与は、会長の諮問に応じまたは、会長の要請により理事会・総会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第23条 この連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第24条 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第25条 この連盟の役員として、ふさわしくない行為のあったものは、任期中であっても理事会の決議によって解任することができる。

第7章 会議

(理事会・総会)

第26条 (1) 理事会は、会長が招集し議長となる。

(2) 総会は、第14条の役員全員で構成し、毎年1回定期的に会長が招集して議長となる。

(3) ただし、会長が必要と認めたとき、または役員総数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、40日以内に総会を招集しなければならない。

(会議の定足数)

第27条 理事会・総会は、理事・評議員現在数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することはできない。ただし、欠席者の委任状は出席者とみなす。また、同一事項について再度招集したときは定足数には拘束されない。

(議決)

第28条 理事会・総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事)

第29条 総会では、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 加盟及び脱退と除名についての事項
- (4) 役員を選出
- (5) 加盟登録者からの提案と問題提起及び理事長が提起する事項
- (6) この規約改正についての事項

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第30条 この連盟は、第5条の定める事業の円滑なる遂行を図るため、次の専門委員会（総務・組織委員会・広報委員会・審判委員会・競技拡大委員会）を置き、それぞれの業務を分担する。

委員会の構成・事業内容等については別に定める。

第9章 補則

(補 則)

第31条 この連盟の規約についての細則は、議会の議決を経て、別に定める。

附 則

- (1) この連盟の設立は、昭和57年10月9日である。
- (2) この連盟の規約は、昭和59年2月18日より施行する。
- (3) この連盟の規約は、昭和62年3月28日一部改正し施行する。
- (4) この連盟の規約は、平成4年4月12日一部改正し施行する。
- (5) この連盟の規約は、平成8年4月21日一部改正し施行する。
- (6) この連盟の規約は、平成25年4月27日一部改正し施行する。
- (7) この連盟の規約は、平成29年4月25日一部改正し施行する。
- (8) この連盟の規約は、令和4年4月1日一部改正し施行する。
- (9) この連盟の規約は、令和5年7月31日一部改正し施行する。

[別表] 加盟登録金及び年会費			
加盟区分		年次登録料 (円)	備 考
日本綱引連盟 公認審判員	A	3,000	登録者全員 評議員
	AA	8,000	
	AAA	12,000	
日本綱引連盟 競技者登録	新規・失効	5,000	競技者規定による
	継続更新	4,000	
日本綱引連盟 チーム登録		2,000	
静岡県綱引連盟加盟登録チーム	5名以下 注	5,000	チーム代表者1名 評議員
	6名以上 注	0	
注 日本綱引連盟の競技者登録数			
会員区分		年会費 (円)	
会長・副会長		10,000	
理事長・副理事長		5,000	
常任理事・理事		3,000	
納入期限は5月末とする。			